

北上地区消防組合訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年5月12日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合消防職員服務規程の一部を改正する訓令

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防職員服務規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員服務規程（平成19年北上地区消防組合消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において「所属長」とは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="188 584 1102 762"> <tr> <td>課長、室長及び署長</td> <td>消防次長</td> </tr> <tr> <td>副署長、分署長及び出張所長</td> <td>署長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>課長、<u>室長</u>、署長及び分署長</td> </tr> </table> <p>(事務の引継ぎ)</p> <p>第21条 消防長、消防次長、課長、<u>室長</u>、署長及び分署長は、退職、休職又は配置換え等のため担当事務を離れる場合においては、事務引継書（様式第4号）により後任者又は所属長の指定する者にその担任していた事務を引き継ぎ、その結果を所属長に報告しなければならない。</p>	課長、室長及び署長	消防次長	副署長、分署長及び出張所長	署長	上記以外の職員	課長、 <u>室長</u> 、署長及び分署長	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において「所属長」とは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1137 584 2047 807"> <tr> <td>課長及び<u>消防署長（以下「署長」という。）</u></td> <td>消防次長</td> </tr> <tr> <td>副署長、分署長及び出張所長</td> <td>署長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>課長、署長及び分署長</td> </tr> </table> <p>(事務の引継ぎ)</p> <p>第21条 消防長、消防次長、課長、署長及び分署長は、退職、休職又は配置換え等のため担当事務を離れる場合においては、事務引継書（様式第4号）により後任者又は所属長の指定する者にその担任していた事務を引き継ぎ、その結果を所属長に報告しなければならない。</p>	課長及び <u>消防署長（以下「署長」という。）</u>	消防次長	副署長、分署長及び出張所長	署長	上記以外の職員	課長、署長及び分署長
課長、室長及び署長	消防次長												
副署長、分署長及び出張所長	署長												
上記以外の職員	課長、 <u>室長</u> 、署長及び分署長												
課長及び <u>消防署長（以下「署長」という。）</u>	消防次長												
副署長、分署長及び出張所長	署長												
上記以外の職員	課長、署長及び分署長												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。